

香川県後期高齢者医療広域連合職員研修規程

平成19年4月1日

規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の基本方針)

第2条 研修は、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上と職務を民主的かつ能率的に運営する公務員意識の高揚を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針とする。

(研修の実施計画)

第3条 総務課長は、職員に対する研修の必要度を考察して、毎年度当初に研修（職場研修を除く。）の年間実施計画を定め、広域連合長の決裁を受けなければならない。

(研修の種類)

第4条 研修の種類は、自主研修、職場研修及び職場外研修とする。

(自主研修)

第5条 自主研修は、職員が自らの意思に基づき、その人格及び教養の向上を図るとともに、職務の遂行上必要とする知識、技能、態度等（以下「知識等」という。）を修得するため、自主的に行う研修をいう。

2 広域連合長は、必要があると認めるときは、自主研修を行う職員に対し、援助することができる。

3 所属長は、自主研修を行う職員に対し、指導又は助言を行うものとする。

(職場研修)

第6条 職場研修は、所属長又はその命を受けた職員が、日常の仕事を通じ、個別指導又は集団指導により行う研修をいう。

2 広域連合長は、必要があると認めるときは、集団指導により行う職場研修に対し、援助することができる。

(職場外研修)

第7条 職場外研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般研修 職員に現在及び将来にわたり職務を遂行するために必要とする一般的な知識等を修得させ、かつ、公務員としての教養を高めさせるために行う研修をいう。
- (2) 特別研修 職員にその職務を遂行するために必要とする専門的な知識、技能等を修得させるために行う研修をいう。
- (3) 派遣研修 職員を本広域連合以外の研修機関、団体等（以下「研修機関等」という。）に派遣して、職員に職務を遂行するために必要とする高度な知識、技能等を修得させるために行う研修をいう。

（職場外研修生の決定等）

第8条 職場外研修を受講する職員（以下「研修生」という。）は、総務課長の指名する職員、所属長の推薦する職員又は受講を希望する職員のうちから、広域連合長が決定する。

（所属長の責務）

第9条 所属長は、研修生が研修に専念できるよう必要な措置を講じなければならない。

（研修生の服務規律等）

第10条 研修生は、広域連合長又は研修機関等の定めた規律を遵守し、誠実に研修を受講しなければならない。

- 2 研修生は、研修を受講することができない理由が生じたときは、速やかに、その旨を所属長及び総務課長に連絡しなければならない。
- 3 広域連合長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該研修生の受講を停止し、又は免除することができる。
 - (1) 規律を乱す行為その他研修生としてふさわしくない行為をしたとき。
 - (2) 心身の故障のため研修の受講が困難であると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、研修の受講に支障があると認められるとき。

（研修の修了）

第11条 一般研修又は特別研修の研修期間の3分の2以上を良好に受講した研修生は、研修を修了したものとする。

（研修修了の報告）

第12条 研修生は、研修を修了したときは、総務課長に報告しなければならない。

(研修結果の通知)

第13条 総務課長は、職場外研修を修了した研修生の研修結果を所属長に通知するものとする。

(研修効果の測定)

第14条 総務課長は、必要があると認めるときは、職場外研修の効果を把握するため、研修生に対し、報告書の提出その他の方法により研修効果の測定を行うことができる。

(研修の記録)

第15条 総務課長は、職場外研修の修了の状況を職員ごとに記録するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。